

令和元年度における九州地区の下請法の運用状況等について

令和2年6月19日
公正取引委員会事務総局
九州事務所

第1 下請法の運用状況

1 書面調査の実施状況

公正取引委員会では、下請取引の性格上、下請事業者からの下請法違反被疑事実についての情報提供が期待しにくいことから、親事業者及び当該親事業者と取引のある下請事業者を対象に定期的な書面調査を実施するなどして、違反行為の発見に努めている。

書面調査は、九州事務所管内（福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県及び鹿児島県）に所在する資本金の額又は出資の総額が1000万円超の親事業者3,700名（製造委託等^(注1)2,320名、役務委託等^(注2)1,380名）及び当該親事業者と取引のある下請事業者14,700名（製造委託等9,672名、役務委託等5,028名）を対象に実施した（第1表参照）。

（注1） 製造委託及び修理委託をいう。以下同じ。

（注2） 情報成果物作成委託及び役務提供委託をいう。以下同じ。

第1表 書面調査の実施状況

年度	区分	親事業者調査(名)		下請事業者調査(名)	
		全国	九州	全国	九州
令和元年度		60,000	3,700	300,000	14,700
	製造委託等	35,810	2,320	200,190	9,672
	役務委託等	24,190	1,380	99,810	5,028
平成30年度		60,000	3,700	300,000	14,700
	製造委託等	39,175	2,496	211,741	10,096
	役務委託等	20,825	1,204	88,259	4,604
平成29年度		60,000	3,700	300,000	14,700
	製造委託等	38,680	2,505	208,513	10,189
	役務委託等	21,320	1,195	91,487	4,511

2 下請法違反被疑事件の処理状況

(1) 下請法違反被疑事件の新規着手及び処理の状況（第2表参照）

ア 新規着手状況

新規に着手した下請法違反被疑事件は463件（製造委託等317件、役務委託等146件）であり、事件の端緒としては、公正取引委員会が親事業者及び下請事業者を対象に行った書面調査によるものが449件（製造委託等309件、役務委託等140件）、下請事業者等からの申告によるものが14件（製造委託等8件、役務委託等6件）である。

イ 処理状況

下請法違反被疑事件として処理した件数は459件（製造委託等314件、役務委託等145件）であり、いずれについても違反行為の改善を求める指導（違反のおそれのある行為に対する指導を含む。以下同じ。）の措置を講じている。主な指導事件の概要は別紙のとおりである。

なお、措置件数の459件（前年度比4.3%増）は、改正下請法が施行された平成16年度以降最多の数となっている。

第2表 下請法違反被疑事件の処理状況

[単位：件]

区 分 年 度		新規着手件数 ^(注2)				処理件数				
		書面調査	申告	中小企業 庁長官から の措置 請求	計	措置			不問	計
						勧告 ^(注1)	指導 ^(注1)	小計		
令和元年度	全国	8,360	155	0	8,515	7	8,016	8,023	292	8,315
	九州	449	14	0	463	0	459	459	0	459
製造委託等	全国	5,725	100	0	5,825	7	5,524	5,531	179	5,710
	九州	309	8	0	317	0	314	314	0	314
役務委託等	全国	2,635	55	0	2,690	0	2,492	2,492	113	2,605
	九州	140	6	0	146	0	145	145	0	145
平成30年度	全国	7,757	141	0	7,898	7	7,710	7,717	382	8,099
	九州	441	10	0	451	1	439	440	1	441
製造委託等	全国	5,276	84	0	5,360	7	5,250	5,257	256	5,513
	九州	306	6	0	312	1	304	305	1	306
役務委託等	全国	2,481	57	0	2,538	0	2,460	2,460	126	2,586
	九州	135	4	0	139	0	135	135	0	135
平成29年度	全国	7,173	97	1	7,271	9	6,752	6,761	307	7,068
	九州	349	4	0	353	0	360	360	1	361
製造委託等	全国	5,033	61	1	5,095	9	4,718	4,727	205	4,932
	九州	248	4	0	252	0	257	257	1	258
役務委託等	全国	2,140	36	0	2,176	0	2,034	2,034	102	2,136
	九州	101	0	0	101	0	103	103	0	103

(注1) 勧告又は指導を行った事件の中には、製造委託等及び役務委託等の双方において違反行為が認められたものがあるが、本表においては、当該事件の違反行為が主として行われた委託取引に区分して、件数を計上している。

(注2) 新規着手件数には、消費税転嫁対策特別措置法に基づく調査において得られた端緒を含む。

(2) 下請法違反行為の類型別件数の状況（第3表参照）

ア 指導を行った件数を下請法違反行為の類型別にみると、合計で785件となっており、このうち、製造委託等に係るものが544件、役務委託等に係るものが241件となっている。

イ 発注書面の交付義務等を定めた手続規定違反（下請法第3条又は第5条違反）は374

件（類型別件数の合計の47.6%）となっており、このうち、製造委託等に係るものが269件、役務委託等に係るものが105件となっている。

ウ 親事業者の禁止行為を定めた実体規定違反（下請法第4条違反）は411件（類型別件数の合計の52.4%）である。その内訳は、①下請代金の支払遅延が214件（実体規定違反に係る類型別件数の合計の52.1%）、②下請代金の減額が83件（同20.2%）、③買ったたきが38件（同9.2%）等となっている。

(ア) 製造委託等に係る実体規定違反は275件であり、その内訳は、①下請代金の支払遅延が124件（製造委託等の実体規定違反に係る類型別件数の合計の45.1%）、②下請代金の減額が61件（同22.2%）、③やり直し等が30件（同10.9%）等となっている。

(イ) 役務委託等に係る実体規定違反は136件であり、その内訳は、①下請代金の支払遅延が90件（役務委託等の実体規定違反に係る類型別件数の合計の66.2%）、②下請代金の減額が22件（同16.2%）、③買ったたきが11件（同8.1%）等となっている。

第3表 下請法違反行為の類型別件数

[単位：件]

年度	区分	手続規定違反			実体規定違反												合計	
		書面交付義務	書類保存義務	小計	受領拒否	支払遅延	減額	返品	買ったたき	購入等強制	早期決済	割戻困難手形	利益提供要請	やり直し等	報復措置	小計		
令和元年度	全国	5,864	745	6,609	32	3,651	1,150	14	721	72	98	254	336	590	1	6,919	13,528	
	九州	327	47	374	1	214	83	1	38	6	9	8	14	37	0	411	785	
	製造委託等	全国	4,202	458	4,660	29	2,160	867	11	533	47	92	243	287	458	1	4,728	9,388
	九州	239	30	269	0	124	61	1	27	4	8	7	13	30	0	275	544	
	役務委託等	全国	1,662	287	1,949	3	1,491	283	3	188	25	6	11	49	132	0	2,191	4,140
	九州	88	17	105	1	90	22	0	11	2	1	1	1	7	0	136	241	
平成30年度	全国	5,964	778	6,742	46	3,371	834	19	1,487	90	113	374	348	132	5	6,819	13,561	
	九州	335	45	380	4	184	44	1	65	6	7	18	17	8	0	354	734	
	製造委託等	全国	4,183	520	4,703	36	2,051	642	14	1,195	61	110	356	291	96	3	4,855	9,558
	九州	237	30	267	2	122	28	0	50	5	7	15	12	7	0	248	515	
	役務委託等	全国	1,781	258	2,039	10	1,320	192	5	292	29	3	18	57	36	2	1,964	4,003
	九州	98	15	113	2	62	16	1	15	1	0	3	5	1	0	106	219	
平成29年度	全国	5,322	649	5,971	23	3,129	611	20	1,179	94	92	324	261	45	0	5,778	11,749	
	九州	274	38	312	1	167	28	1	60	11	4	11	9	2	0	294	606	
	製造委託等	全国	3,826	448	4,274	19	1,988	461	19	932	62	89	311	212	29	0	4,122	8,396
	九州	202	26	228	0	108	19	1	47	8	4	11	7	1	0	206	434	
	役務委託等	全国	1,496	201	1,697	4	1,141	150	1	247	32	3	13	49	16	0	1,656	3,353
	九州	72	12	84	1	59	9	0	13	3	0	0	2	1	0	88	172	

(注1) 1件の事件において複数の違反行為類型について勧告又は指導を行っている場合があるので、違反行為の類型別件数の合計と第2表の「措置」の件数（「勧告」及び「指導」の合計件数）とは一致しない。

(注2) 書面交付義務違反については、発注書面の不交付のほか、記載不備も含まれる。

(3) 下請事業者が被った不利益の原状回復の状況

令和元年度においては、下請事業者が被った不利益について、親事業者28名^(注)から、下

請事業者1,030名^(注)に対し、下請代金の減額分の返還等、総額1289万円相当の原状回復が行われた。

(注) 親事業者数及び下請事業者数は延べ数である。

ア 下請代金の減額事件においては、親事業者 15 名から、下請事業者 879 名に対し、456 万円の減額分が返還された（第 4 表参照）。

第 4 表 下請代金の減額事件における減額分の返還状況

年 度	項 目	返還を行った	返還を受けた	返還の年度総額
		親事業者数	下請事業者数	(原状回復額) (注)
令和元年度	全国	104 名	4,087 名	17 億 6191 万円
	九州	15 名	879 名	456 万円
平成 30 年度	全国	120 名	4,593 名	1 億 8367 万円
	九州	6 名	1,445 名	3981 万円
平成 29 年度	全国	140 名	7,659 名	16 億 7800 万円
	九州	10 名	82 名	235 万円

(注) 原状回復額は 1 万円未満を切り捨てている。以下同じ。

イ 下請代金の支払遅延事件においては、親事業者 11 名から、下請事業者 140 名に対し、697 万円の遅延利息が支払われた（第 5 表参照）。

第 5 表 下請代金の支払遅延事件における遅延利息の支払状況

年 度	項 目	支払を行った	支払を受けた	支払の年度総額
		親事業者数	下請事業者数	(原状回復額)
令和元年度	全国	132 名	2,931 名	3 億 2026 万円
	九州	11 名	140 名	697 万円
平成 30 年度	全国	165 名	4,901 名	4 億 2288 万円
	九州	6 名	1,087 名	2 億 8117 万円
平成 29 年度	全国	138 名	3,015 名	1 億 9675 万円
	九州	5 名	15 名	96 万円

ウ 割引困難な手形の交付事件においては、親事業者 1 名から、下請事業者 10 名に対し、109 万円が返還された（第 6 表参照）。

第 6 表 割引困難な手形の交付事件における返還状況

年 度	項 目	返還を行った	返還を受けた	返還の年度総額
		親事業者数	下請事業者数	(原状回復額)
令和元年度	全国	1 名	10 名	109 万円
	九州	1 名	10 名	109 万円
平成 30 年度	全国	2 名	8 名	5 万円
	九州	1 名	6 名	1 万円
平成 29 年度	全国	1 名	5 名	158 万円
	九州	—	—	—

(注) 該当がない場合を「—」で示した。以下同じ。

エ やり直し等事件においては、親事業者1名から、下請事業者1名に対し、25万円の不利益分が返還された（第7表参照）。

第7表 やり直し等事件における不利益分の返還状況

年 度	項 目	返還を行った 親事業者数	返還を受けた 下請事業者数	返還の年度総額 (原状回復額)
	令和元年度	全国	2名	4名
九州		1名	1名	25万円
平成30年度	全国	2名	3名	24万円
	九州	—	—	—
平成29年度	全国	—	—	—
	九州	—	—	—

第2 企業間取引の公正化への取組

公正取引委員会は、企業間取引の公正化を目的として、下請法及び優越的地位の濫用規制（以下「下請法等」という。）に係る違反行為を未然に防止するための各種の施策を実施している。

令和元年度の状況は次のとおりである。

1 下請法等に係る講習会

(1) 基礎講習会

公正取引委員会は、企業のコンプライアンス意識の高まりや初心者向けの講習会開催に係る要望等を踏まえ、下請法等に関する基礎知識を習得することを希望する者を対象とした「基礎講習会」を実施している。

令和元年度においては、九州事務所では8回の講習会を実施した。

(2) 下請取引適正化推進講習会

公正取引委員会は、中小企業庁と共同して、毎年11月を「下請取引適正化推進月間」と定め、下請法の概要等を説明する「下請取引適正化推進講習会」を全国各地で実施するなど、下請法の普及・啓発を図っている。

令和元年度においては、九州事務所では九州経済産業局と共同して、当該講習会を7県10会場（うち公正取引委員会主催分4県5会場）で実施した。

2 下請法等に係る相談

(1) 相談受付

公正取引委員会では、年間を通して、下請法等に係る相談を受け付けている。

令和元年度においては、九州事務所では344件の相談に対応した。

(2) 中小事業者のための移動相談会

公正取引委員会では、下請事業者を始めとする中小事業者からの求めに応じ、全国の当該中小事業者が所在する地域に公正取引委員会の職員が出向いて、下請法等について基本的な内容を分かりやすく説明するとともに相談受付等を行う「中小事業者のための移動相談会」を実施している。

令和元年度においては、九州事務所では2か所で実施した。

3 下請取引等改善協力委員

公正取引委員会は、下請法等の効果的な運用に資するため、各地域の下請取引等の実情に明るい中小事業者等に下請取引等改善協力委員を委嘱している。令和元年度における九州事務所管内の下請取引等改善協力委員（定員）は21名である。

令和元年度においては、6月以降、下請取引等改善協力委員から下請取引の現状等について意見聴取を行った。

4 コンプライアンス確立への積極的支援

公正取引委員会は、事業者等からの下請法等に係る相談に応じるとともに、下請法等の一層の普及・啓発を図るため、事業者団体が開催する研修会等に講師を派遣している。

令和元年度においては、九州事務所では事業者団体等へ6回講師を派遣した。

令和元年度における主な指導事件

1 下請代金の支払遅延（第4条第1項第2号）

- ① 調味料の製造を下請事業者に委託しているA社は、下請事業者との間で支払期日が金融機関の休業日に当たった場合に、支払期日を金融機関の翌営業日に順延することについてあらかじめ書面で合意をしていないにもかかわらず、下請代金の支払期日が金融機関の休業日に当たることを理由に、下請事業者に対し、あらかじめ定められた支払期日を経過して下請代金を支払っていた。
- ② 靴の原材料等の製造を下請事業者に委託しているB社は、下請事業者に対し、下請事業者の給付を受領した日から60日以内に下請代金を支払わなければならないにもかかわらず、「毎月末日納品締切、翌々月末日支払」又は「毎月末日納品締切、翌々々月末日支払」の支払制度を採っていたため、支払遅延が生じていた。

2 下請代金の減額（第4条第1項第3号）

- ① 自動車の修理を下請事業者に委託しているC社は、下請事業者との間で下請代金を下請事業者の銀行口座に振り込む際の手数料を下請事業者が負担する旨の合意をせずに、自社が実際に支払う振込手数料を下請代金の額から減じていた。
- ② 自動車用部品の製造を下請事業者に委託しているD社は、下請事業者との間で下請代金を下請事業者の銀行口座に振り込む際の手数料を下請事業者が負担する旨の合意をしていたが、自社が実際に支払う当該手数料を超える額を下請代金の額から減じていた。
- ③ 機械加工等を下請事業者に委託しているE社は、下請代金の支払手段として電子記録債権を用いているところ、電子記録債権の発生記録請求に係る手数料を下請代金の額から減じていた。

3 有償支給原材料等の対価の早期決済（第4条第2項第1号）

- プライベート・ブランド商品の製造を下請事業者に委託しているF社は、下請事業者に対し、有償で原材料を支給しているが、当該原材料の対価について、当該原材料を用いた給付に係る下請代金の支払期日より早い時期に、支払うべき下請代金の額から控除していた。

4 割引困難な手形の交付（第4条第2項第2号）

- 産業用機械の部品の製造を下請事業者に委託しているG社は、下請事業者に対し、手形期間が120日（繊維業以外の業種において認められる手形期間）を超える手形（134日）を交付していた。